

# 関西サイエンス・フォーラム 規 約

## 第1章 名称および事務所

(名称)

**第1条** 本フォーラムは関西サイエンス・フォーラム（以下「本フォーラム」という）と称する。

(事務所)

**第2条** 本フォーラムは、事務所を大阪市北区中之島6丁目2番27号中之島センタービル  
の一般社団法人関西経済同友会内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

**第3条** 本フォーラムは、我が国および関西における科学・技術の創造的な発展を図るとともに、関西における科学技術の振興についての合意形成に向けた活動を推進することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国の科学・技術に関する短期的、中長期的な課題についての調査・研究、提言を、関西の叡知を結集して行う。
- (2) 関西における科学・技術の振興のための調査・研究、提言を行う。
- (3) 上記の活動のための国際的、広域的、横断的な情報交換・産官学の交流・連携促進を促す。
- (4) 広く科学・技術に関する啓蒙活動を通じて、次代を担う人材の育成を図る。

## 第3章 会 員

(会員の資格)

**第5条** 本フォーラムの会員は、本フォーラムの目的に賛同する大学、地方公共団体、経済団体、民間企業、研究機関またはこれに準ずる団体（以下「団体会員」とする）、および理事会が本フォーラムの運営上特に必要と認めた学識経験者（以下「個人会員」とする）とする。

2. 団体会員は、普通会员と特別会員の2種とする。
3. 普通会员は、理事会の承認を得た民間企業とする。
4. 特別会員は、大学、地方公共団体、経済団体、研究機関およびこれに準ずる団体とする。
5. 個人会員は、理事会の推薦を得て個人会員と承認する。

(会員の入退会手続き)

**第6条** 会員として入会する者は理事会の承認を得なければならない。

2. 会員は、会長が別に定める退会届けを理事会に提出することにより、任意に退会することができる。
3. 会員が、この規約に反する行為をなしたとき、または本フォーラムの名誉を傷つけたと理事会が認めたときには、理事会は、その会員を除名することができる。

## 第4章 役員

(種類および定数)

**第7条** 本フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 理事 70名以上100名以内
  - (2) 監事 2名
2. 理事の内1名を会長、複数名を副会長、1名を理事長、複数名を副理事長、3名を企画委員会座長、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

**第8条** 理事、監事は、会員総会において法人会員を代表する者、および個人会員たる学識経験者の中から選任する。

2. 会長の選任は、理事の互選による。
3. 副会長の選任は、理事の互選による。
4. 理事長の選任は、理事の互選による。
5. 副理事長の選任は、理事の互選による。
6. 企画委員会座長の選任は、理事の互選による。
7. 専務理事の選任は、理事の互選による。

(役員任期)

**第9条** 役員任期は1年とする。ただし任期は選任された会員総会の日から1年とし、再任は妨げない。

2. 役員は、任期満了後であっても、後任が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

**第10条** 会長は、本フォーラムを代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し、業務の執行を行う。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または、理事長が欠けたときその職務を代行する。
5. 企画委員会座長は、本フォーラムの事業の執行について、企画・立案を行う。
6. 専務理事は、理事会の議決に基づき、本フォーラムの常務を処理する。

7. 理事は、理事会を通じて業務の執行に参画する。
8. 会員は、会員総会を通じて業務の執行に参画する。
9. 監事は、本フォーラムの業務および会計を監査する。

(最高顧問および参与)

**第11条** 会長は、理事会の承認を得て、最高顧問および参与を委嘱することができる。

2. 任期は1年とする。ただし任期は事業年度とし、再任は妨げない。
3. 最高顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べる。
4. 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べる。

## 第5章 会 員 総 会

(会員総会の設置)

**第12条** 本フォーラムに、会員総会を設置する。

2. 会員総会は、会員で構成する。
3. 会員総会は、この規約の定めるところにより、本フォーラムの運営に関する重要事項を決議する。
4. 会員総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。
5. 通常総会は、原則として年1回、これを開催する。
6. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上からの要請があつたとき、これを開催する。
7. 会員総会は、会長がこれを招集し、またその議長となる。
8. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員総会の議決事項)

**第13条** 会員総会は、次の事項を審議し、決議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) 理事、監事の選任
- (5) その他の重要な事項

## 第6章 理 事 会

(理事会)

**第14条** 本フォーラムに、理事会を設置する。

2. 理事会は会長および副会長、理事長、副理事長、企画委員会座長、専務理事および複数の理事で構成する。
3. 理事会は、総会の議決を要しない本フォーラムの業務に関する重要事項を決議し、執行する。

4. 理事会は理事長が必要と認め、または理事の3分の2以上の要請があったとき、これを招集し、理事長が欠席の場合は、会長、専務理事が議長を務める。
5. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 理事会の決議は、持ち回りにより行うことができる。

## 第7章 企画委員会

(企画委員会)

**第15条** 本フォーラムに、企画委員会を設置する。

2. 企画委員会は、理事会によって選任された3名の座長が総理する。
3. 企画委員会は、企画委員会座長によって選任された委員で組織する。
4. 企画委員会は、本フォーラムの事業の執行に関する企画、立案を行い、理事会に報告する。

## 第8章 アドバイザーグループ、専門部会、交流部会

(アドバイザーグループ)

**第16条** 企画委員会座長が、必要と定めた場合、企画委員会の下部組織としてアドバイザーグループを設置する。

2. アドバイザーグループは、複数の委員で組織する。
3. アドバイザーグループの委員は、企画委員会座長によって選任される。
4. アドバイザーグループは、企画委員会座長の諮問に応じ必要な事項について審議・助言する。

(専門部会)

**第17条** 企画委員会座長が、必要と定めた場合、企画委員会の下部組織として一または複数の専門部会を設置する。

2. 各専門部会は、1名の部会長および複数の副部会長、および専門部会委員で組織する。
3. 任期は1年とする。ただし任期は事業年度とし、再任は妨げない。
4. 各専門部会の正・副部会長および委員は、企画委員会座長によって選任される。
5. 専門部会の部会長は、その担当する専門部会を総理する。
6. 専門部会は、企画委員会座長が選定した専門的事項について、個別に調査研究を行い、また、定められた業務を遂行し、企画委員会に報告する。

(交流部会)

**第18条** 企画委員会座長が必要と認めた場合、企画委員会の下部組織として、交流部会を設置する。

2. 交流部会は1名の部会長、複数の副部会長および委員で組織する。
3. 任期は1年とする。ただし任期は事業年度とし、再任は妨げない。

4. 交流部会の正・副部長および委員は企画委員会座長によって選任される。
5. 交流部会は、この規約の定める事業を行うほか企画委員会座長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(人材部会)

**第19条** 企画委員会座長が必要と認めた場合、企画委員会の下部組織として、人材部会を設置する。

2. 人材部会は1名の部会長、複数の副部長および委員で組織する。
3. 任期は1年とする。ただし任期は事業年度とし、再任は妨げない。
4. 人材部会の正・副部長および委員は企画委員会座長によって選任される。
5. 人材部会は、この規約の定める事業を行うほか企画委員会座長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

## 第9章 会 計

(経費の支弁)

**第20条** 本フォーラムの経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(会費)

**第21条** 本フォーラムの会費は一口年額10万円とする。

2. 本フォーラムの普通会員は一口以上の会費を負担する。

(会計年度)

**第22条** 本フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(事業計画および収支予算)

**第23条** 本フォーラムの事業計画およびこれに伴う収支予算は、あらかじめ理事会に諮ったうえ、毎年度当初に開催される会員総会の承認を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

**第24条** 本フォーラムの事業報告および収支決算は、あらかじめ理事会に諮ったうえ、毎会計年度終了後初めて開催される会員総会の承認を得なければならない。

## 第10章 事 務 局

(事務局)

**第25条** 本フォーラムの事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局は、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事長が選任する。

## 第11章 補 則

(細目)

第26条 この規約の施行について必要な細目は、会長が別に定める。

### 付 則

1. この規約は、本フォーラムの設立の日から実施するものとし、設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、設立総会において選任する。
2. 本フォーラムの設立初年度の事業計画および収支予算は、第23条の規定にかかわらず、設立総会において決定する。
3. 本フォーラムの設立当初の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立の日から、平成5年3月末日とする。

以 上

(平成8年6月4日一部改正)

(平成9年6月6日一部改正)

(平成30年6月21日一部改正)